

委員会提出議案第2号

「紀の川直轄河川改修事業」にかかる小田井狭窄部対策  
及び河道掘削の早期実現を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定  
により提出します。

平成30年6月29日 提 出

提出者 経済建設委員会

委員長 森 下 伸 吾

## 「紀の川直轄河川改修事業」にかかる小田井狭窄部対策 及び河道掘削の早期実現を求める意見書

昨年10月22日から23日にかけて本市に来襲した台風21号の影響で記録的な雨量と樋門の閉鎖が重なり、紀の川が氾濫危険水位を超えるまで水位が上昇し、紀の川左支川の大谷川では、樋門周辺地域の住宅密集地が浸水し、避難所への経路も冠水するなど深刻な被害が発生した。

建物の床上浸水104件、床下浸水54件をはじめ、農地等への土砂流入、堆積などの被害により、被災住民はその復旧対応に膨大な時間と労力、そして費用を費やすこととなった。

本市としては、今回の浸水被害の要因を検証し更なる内水浸水対策に現在取り組んでいるところであるが、浸水問題の抜本的解消に繋がらないのが実状である。また、「紀の川直轄河川改修事業」の実施スケジュールでは、最上流部に当たる小田井狭窄部対策及び河道掘削は概ね10年後からの着手見込みとのことであり、近年頻発する集中豪雨等の度に繰り返される付近住民の浸水不安は今後更に続くことになる。

よって、国においては、今後こうした被害の未然防止、不安解消のため、当該事業の加速に向けた緊急かつ特段の措置を講じられるよう下記事項について強く要望する。

### 記

- 1 大雨増水時の安全な流下に支障となっている本市域内の河道掘削および樹木伐採に必要な予算措置を早急に行うこと。
- 2 紀の川河川整備計画に位置づけられた小田井狭窄部対策の一刻も早い着手に向け、同整備計画の強力な推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日  
橋本市議会

(提出先) 衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣  
総務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣 (防災)